

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和6年6月30日

長野県知事 阿部 守一 殿

提出者

住所 長野県諏訪市大字上諏訪字舟渡川西1749

氏名 株式会社信州タケエイ  
法人番号:7100001018413

代表取締役 雨宮 栄城

電話番号 0266-58-0022

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社信州タケエイ
事業場の所在地	長野県諏訪市大字上諏訪字舟渡川西1749
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	07 職別工事業
②事業の規模	35,130万円
③従業員数	70人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】 「別紙のとおり」		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
・ 作業現場における廃棄物の分別作業を徹底し、特に委託処理する際の混合廃棄物の分別を徹底しました。また、資源化に取り組み、再利用できるものは再利用しました。			
②計画	【目標】 「別紙のとおり」		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
・ 作業現場における廃棄物の分別作業をさらに徹底し、混合廃棄物を極力減らします。また品目ごとの分別に加え、リサイクル可否による分別を行い、処理施設での分別手間の削減と、リサイクル率の向上を図ります。 ・ 発生抑制のための情報収集を行い、作業現場における廃棄物発生量抑制の取り組みに活かします。			

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 廃プラスチック類：混合廃棄物を混入させない。 ・ がれき類：無筋コンガラ／有筋コンガラ／アスガラ／その他がれき類 ・ 木くず：無垢材／燃料材 ・ 混合廃棄物には金属くず・紙くず・ガラスくず・石膏ボード・がれき類を混入させない ・ 石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物は他の廃棄物に混入しないように確実に分別、保管を実施
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)  同上

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】 「別紙のとおり」	
	産業廃棄物の種類	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t
	(これまでに実施した取組) ・建設物解体工事から発生するがれき類を、中間処理後路盤材として再利用。	
②計画	【目標】 「別紙のとおり」	
	産業廃棄物の種類	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t
	(今後実施する予定の取組) 同上	

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】 「別紙のとおり」	
	産業廃棄物の種類	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t
②計画	(これまでに実施した取組) ・中間処理施設の作業スペースを見直し、処理効率を上げることが可能となり、また中間処理品の新たなリサイクルルートを開拓し、中間処理後の廃棄物をより一層マテリアルリサイクル・サーマルリサイクルへ搬出出来るようになった。	
	【目標】 「別紙のとおり」	
	産業廃棄物の種類	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t
(今後実施する予定の取組) ・中間処理品の新たなリサイクルルートを開拓し、そのルートに応じた分別、中間処理を行い、処理の効率アップ及びリサイクル率の向上を図る。 ・処理効率アップ及びリサイクル率向上のために設備投資を検討する。		

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】 「別紙のとおり」	
	産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t t
	(これまでに実施した取組) 特になし	
②計画	【目標】 「別紙のとおり」	
	産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t t
	(今後実施する予定の取組) 特になし	

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】 「別紙のとおり」	
	産業廃棄物の種類	
	全処理委託量	t t
	優良認定処理業者への処理委託量	t t
	再生利用業者への処理委託量	t t
	認定熱回収業者への処理委託量	t t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t t
	(これまでに実施した取組) ・ 廃棄物の適正に処理するため、関連法令、ISO14001による社内規則等を遵守し、管理体制の整備構築、教育訓練の実施、情報公開を行っております。 ・ 廃棄物の処理委託を行う際は、許可のある業者とし、委託契約書を締結し、必要に応じて処理業者施設の現地確認を行っております。	

②計画	【目標】 「別紙のとおり」	
	産業廃棄物の種類	
	全処理委託量	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t
	再生利用業者への 処理委託量	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t
	(今後実施する予定の取組)	
・前年同様の取り組みを実施するとともに、優良認定業者への処理委託を進めます。		
※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

令和 6 年度産業廃棄物処理計画書（産業廃棄物の実績及び計画の量）

単位:t

実績:前年度産業廃棄物排出量

計画:当年度産業廃棄物排出量の目標値

産業廃棄物の種類	総排出量		自ら再生利用を行った(行う)量		自ら行う中間処理				自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った(行う)量		処理の委託										
					自ら熱回収を行った(行う)量		自ら中間処理により減量した(する)量				全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		
	自ら直接再生利用した量等を含めた事業場における産業廃棄物の合計量		自ら直接再生利用する量と自ら中間処理を行った後に再生利用する量				中間処理前の量から中間処理後の量を引いた量		自ら直接埋立・海洋投入処分する量と自ら中間処理した後に自ら埋立・海洋投入処分する量		自社内で処理を行わず直接委託した量と自ら中間処理した残さの量のうち処理業者に委託して処理する量		優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)		中間処理後、有効利用されている場合の委託量(委託先から別の業者に売却等される場合を含む。)		認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3第1項の認定を受けた者)		認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量		
	①	②+⑧	⑤		⑦		③+⑨		⑩		⑪		⑫		⑬		⑭				
実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画		
1 燃え殻	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
2 汚泥	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
3 廃油	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
4 廃酸	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
5 廃アルカリ	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
6 廃プラスチック類	62.07	100.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	62.07	100.00	46.95	100.00	27.98	80.00	4.29	10.00	0.00	0.00
1 紙くず	0.00	2.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	2.00	0.00	1.00	0.00	1.00	0.00	0.00	0.00	
2 木くず	894.29	800.00	293.67	500.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	600.62	300.00	0.00	0.00	600.62	300.00	0.00	0.00	0.00	0.00
3 繊維くず	23.82	20.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	23.82	20.00	10.59	10.00	23.49	20.00	0.00	0.00	0.00	0.00
4 動植物性残さ	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
5 ゴムくず	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
6 金属くず	1.03	10.00	1.03	10.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
7 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	71.19	70.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	71.19	70.00	56.96	55.00	53.33	50.00	0.00	0.00	0.00	0.00
8 鋳さい	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
9 がれき類	2,743.07	4,000.00	2,282.08	3,000.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	460.99	1,000.00	191.32	200.00	460.99	1,000.00	0.00	0.00	0.00	0.00
10 家畜ふん尿	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
11 家畜の死体	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
12 動物系固形不要物	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
13 ばいじん	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
14 処分するために処理したもの	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
可燃混合物	138.22	135.00	62.20	60.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	76.02	75.00	76.02	75.00	60.82	60.00	15.20	15.00	0.00	0.00
石綿含有産業廃棄物	35.52	30.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	35.52	30.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
水銀使用製品産業廃棄物	0.08	1.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.08	1.00	0.08	1.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
合計	3,969.29	5,168.00	2,638.98	3,570.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1,330.31	1,598.00	381.92	442.00	1,227.23	1,511.00	19.49	25.00	0.00	0.00

※ 総排出量=自ら再生利用を行った(行う)量+自ら中間処理により減量した(する)量+自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った(行う)量+全処理委託量

【記載方法】

- ・各産業廃棄物の種類ごとに該当の箇所の左に前年度の実績(現状)を右に本年度の目標(計画)の産業廃棄物の量を記載してください。
- ・「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入し、右欄にそれぞれの内訳を記載してください。
- ・「自ら再生利用を行った(行う)量」の欄は、自ら直接再生利用した量と自ら中間処理した後再生利用した量を記載してください。
- ・「自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った(行う)量」は、自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量と自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分した量を記載してください。

(第1面)④産業廃棄物の一連の処理の工程





(第2面) 廃棄物処理に関する管理体制

組織	役職・役割
統括責任者	(株)信州タケエイ 工事担当役員
廃棄物処理担当者	工事部／環境部／各部営業課／管理部 ○必要に応じ廃棄物の処理先、処理方法についての助言を行う。
工事部: 工程会議	○廃棄物処理に関する検討 廃棄物の分別・再生処理の推進、適正処理の管理運営を行なう上で必要な事項を検討する。 廃棄物処理担当者は必要に応じ廃棄物の処理先、処理方法についての助言を行う。
工事部長	○廃棄物処理方針策定 ○廃棄物処理に関する各種事項の決定・承認
現場代理人 (作業管理責任者)	○廃棄物処理計画の作成 ○廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ○産業廃棄物処理施設の運転・維持管理状況の把握 ○処理業者、再生利用業者の調査、選定、管理 ○委託契約の締結 ○産業廃棄物管理票の交付・管理 ○特別管理産業廃棄物管理責任者、技術管理者等の設置 ○監督官庁への各種報告 ○作業員に対する分別指導教育 ○その他関係する事項
作業員	○作業現場での廃棄物の分別徹底 ○作業現場の清掃美化活動 ○その他関係する事項

